

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等														
	国 税	地 方 税																
山林の伐採・譲渡、林業経営	所得税 (山林所得)	—	<p><山林所得に係る所得税の計算></p> <p>① 山林所得の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 概算経費控除(必要経費計算の簡便化) 立木販売収入から50%を必要経費として控除 森林計画特別控除 立木販売収入から20%を控除 山林所得の特別控除 立木販売収入から50万円を控除 <p>丸太の販売収入</p> <p>伐採搬出経費、運搬、販売経費</p> <p>立木販売収入</p> <p>概算経費控除 5.0%</p> <p>森林計画特別控除 2.0%</p> <p>特別控除 50万円</p> <p>山林所得</p> <p>② 税額計算</p> <ul style="list-style-type: none"> 分離5分5乗課税方式(超過累進税率の緩和) 課税山林所得金額×1/5×税率×5 ＝山林所得に対する税額 	<p>所得税額速算表(平成19年1月1日から適用)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の金額(A)</th> <th>算 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下の場合</td> <td>(A)×5%</td> </tr> <tr> <td>195～330万円の場合</td> <td>(A)×10%－9.75万円</td> </tr> <tr> <td>330～695万円の場合</td> <td>(A)×20%－42.75万円</td> </tr> <tr> <td>695～900万円の場合</td> <td>(A)×23%－63.60万円</td> </tr> <tr> <td>900～1,800万円の場合</td> <td>(A)×33%－153.60万円</td> </tr> <tr> <td>1,800万円を超える場合</td> <td>(A)×40%－279.60万円</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得の金額(A)	算 式	195万円以下の場合	(A)×5%	195～330万円の場合	(A)×10%－9.75万円	330～695万円の場合	(A)×20%－42.75万円	695～900万円の場合	(A)×23%－63.60万円	900～1,800万円の場合	(A)×33%－153.60万円	1,800万円を超える場合	(A)×40%－279.60万円
	課税所得の金額(A)	算 式																
	195万円以下の場合	(A)×5%																
195～330万円の場合	(A)×10%－9.75万円																	
330～695万円の場合	(A)×20%－42.75万円																	
695～900万円の場合	(A)×23%－63.60万円																	
900～1,800万円の場合	(A)×33%－153.60万円																	
1,800万円を超える場合	(A)×40%－279.60万円																	
所得税 法人税		<ul style="list-style-type: none"> 特定の事業用資産の買換え・交換の場合の特例 個人(法人)が、事業の用に供している特定地域内(市街化区域又は既成市街地等)にある土地建物等を譲渡(交換)し、一定の期間内に特定地域内(市街化区域又は既成市街地等以外)にある土地建物等の特定の資産を取得し、その取得の日から1年以内に買換(交換)資産を事業の用に供し、又は供する見込みがあるときの軽減措置 ① 個人：譲渡(交換)収入金額又は買換(交換)取得価額の80%相当額を譲渡(交換)がなかったものとして、譲渡所得の課税の繰延 ② 法人：事業年度終了時において、取得した資産の圧縮基礎取得価額に譲渡(交換)資産の差益割合を乗じて計算した金額の80%相当額の範囲内で損金に算入 (注)交換の事業用資産は時価評価 	<ul style="list-style-type: none"> 個人：譲渡所得＝収入金額－譲渡した資産の取得費－譲渡費用－特別控除額(50万円) 法人：所得＝益金額－損金額 															
—	事業税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> 林業は非課税 (林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人：税額＝前年の事業所得×税率(3～5%) 法人：税額＝各事業年度の所得×税率 (特別法人2.7～3.6% 普通法人2.7～5.3%) 															
伐採跡地等の造林	法人税	—	<ul style="list-style-type: none"> 植林費の損金算入の特例(植林費の35%相当額を支出事業年度に損金に算入。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費は除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 植林費用は立木の取得原価となり、その山林(立木)の伐採時に損金に算入 														
林業用機械・施設等の取得・保有等	所得税 法人税	—	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業投資促進税制 中小企業者に該当する林業者の取得価額160万円以上の機械等に係る特別償却(30%)又は税額控除(7%) 	(「製材・加工用機械の取得・保有」欄を参照)														
	—	不動産取得税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等が日本政策金融公庫資金及び沖縄振興開発金融公庫資金の貸付けを受けて取得した林業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に対する課税標準の軽減措置(取得価額に対する貸付額の割合を控除) 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等を含む)に対し課税 免税点：土地10万円、家屋のうち建築したものの1戸23万円、その他のもの1戸12万円 税額＝不動産の取得価格×4% (住宅又は土地21～23年度は3%) 														
	—	固定資産税 (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> 森林組合等が国の補助金又は交付金の交付、林業・木材産業改善資金等の貸付けを受けて取得した共同利用に供する機械及び装置(取得価額330万円以上)に対する課税標準の軽減措置(取得後3年間1/2) 森林組合等の事務所、倉庫は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋、償却資産に課税 免税点：所有している土地の評価合計額30万円 所有している家屋の評価合計額20万円 償却資産課税台帳の価格150万円 税額＝固定資産税課税台帳の価格×1.4% 														
	—	軽油引取税 (道府県税)	<ul style="list-style-type: none"> 林業者、素材生産業者(素材生産量1,000m³以上)に係る一定の機械(集材機等)の動力源のための軽油の引取は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 税率：32.1円/ℓ 														

態 様	税 目		林 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
林地の譲渡	所得税 (譲渡所得) 法人税	住民税 (道府県税) (市町村税)	<ul style="list-style-type: none"> 取用に係る山林(立木、林地)の譲渡 特別控除 5,000万円(個人・法人) 保安施設事業に係る山林の国等への譲渡 特別控除 2,000万円(個人・法人) 森林組合等のあっせんによる林地の譲渡 特別控除 800万円(個人) 林業経営基盤強化法に基づく都道府県知事 のあっせんによる林地の譲渡 特別控除 800万円(個人・法人) 	<所有期間5年超の土地の譲渡(長期譲渡所得)> 所得税 税率 15% 住民税 " 5% (道府県民税2%,市町村民税3%)
林地の取得 ・登記・保 有等	地価税	—	(・森林(林地)は非課税)	平成10年以降課税停止中 〔税額=(相続税評価額-基礎控除等)×0.3%〕 〔基礎控除:個人・中小法人15億円又は課税土地 面積×3万円/㎡のいずれか多い金額〕
	登録免許税	—	・入会林野の整備により取得した土地の登 記は非課税	・不動産所有権の移転登記 税額=固定資産税評価額×20/1,000 (土地売買 21~22年度10/1,000) ・抵当権の設定登記 税額=債権金額等×4/1,000
	印紙税	—	・森林組合等が作成する出資証券、受取 書、定款は非課税(請負契約書は課税)	(例) 出資証券 500万~1,000万円 印紙税額1,000円
	—	不動産取得 税 (道府県税)	・保安林は非課税 ・生産森林組合に対する非課税(組合員か ら現物出資を受ける土地) ・入会林野の整備により入会権者が土地を 取得した場合の減額(税率=実質課税免除)	・不動産(土地、建物)の取得(家屋の新築等 を含む)に対し課税 免税点:土地10万円、家屋のうち建築したも の1戸23万円、その他のもの1戸12万円 ・税額=不動産の取得価格×4% (住宅又は土地21~23年度は3%)
	—	固定資産税 (市町村税)	・保安林は非課税	・土地、家屋に課税 ・免税点:所有している土地の評価合計額30万円 所有している家屋の評価合計額20万円 ・税額=固定資産税課税台帳の価格×1.4%
	—	特別土地保 有税 (市町村税)	〔・林業者が林地の集団化又は経営の近代 化を図るために取得した林地の非課税 森林施業計画対象林地 林地を有効に利用して林業を営む林地〕	平成15年度以降課税停止中 〔・土地の取得、保有に対し課税 ・税額(取得)= 土地の取得価額×3%-不動産取得税相当額 ・税額(保有)= 土地の取得価額×1.4%-固定資産税相当額〕
	—	事業所税 (市町村税)	・森林組合等の一定の共同利用施設は非課 税 ・森林組合等の事業用地は課税標準の2分 の1控除	・人口30万人以上の都市等において課税 ・既設 資産割:税額=事業所床面積×600円/㎡ (免税点:1,000㎡) 従業者割:税額=従業者給与総額×0.25% (免税点:100人)
林地・立木 の相続・贈 与	相続税	—	<ul style="list-style-type: none"> 立木の評価:時価の85% 森林施業計画対象森林の課税価格の計算 特例(相続人が森林施業計画を継続する場 合、林地・立木の課税価格を5%軽減) 延納の特例 ① 森林施業計画対象立木(延納期間20年 以内(長伐期施業森林等40年以内)の不 均等納付可(選択)、延納利子税0.7%) ② 保安林等の土地(延納期間15年以内 の不均等納付、延納利子税2.1%) 他 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除額:5,000万円+(1,000万円 ×法定相続人数) 税率:6段階の超過累進税率 法定相続分の取得金額 1,000万円以下 税率10% } 3億円超 税率50% 延納(不動産等が50%以上の場合) 10年以内の不均等納付、延納利子税3.2% (基準割引率等0.30%の場合)
	贈与税	—	<ul style="list-style-type: none"> (評価) 保安林等の伐採制限に応じた評価額控除 控除割合:一部皆伐30%、択伐50%、 単木選伐70%、禁伐80% 公益的機能別施業森林(森林施業計画対 象森林)の施業制限に応じた評価額控除 控除割合:水土保持林20%、 森林と人との共生林40% 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎控除額:110万円 税率:6段階の超過累進税率(10~50%) 相続時精算課税制度 生前贈与について、受贈者の選択により、贈 与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、その 後の相続時にその贈与財産と相続財産とを合計 した価額を基に計算した相続税額から、既に支 払ったその贈与税を控除。 (控除額2,500万円 税率20%(一律))

態 様	税 目		木 材 産 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等																																																												
	国 税	地 方 税																																																														
製材・加工 用機械の取得・保有等	所得税 法人税	—	<p>次の特別償却等の措置（必要経費、損金の額に算入）</p> <p><中小企業投資促進税制></p> <ul style="list-style-type: none"> 初年度30/100の特別償却又は7/100の税額控除の選択適用 取得価額 160万円以上の一定の機械等が対象 <p><エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）></p> <ul style="list-style-type: none"> 初年度30/100の特別償却又は7/100の税額控除の選択適用 なお、平成21・22年度は、初年度即時償却（取得価額の全額）が可 新エネルギー利用設備等（木質バイオマス発電装置・木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置・木質バイオマス利用加温装置） <p><研究開発減税></p> <p>試験研究費の総額の一定割合（法人税額の30%が上限）及び①試験研究費の増加額又は②試験研究費のうち売上高の10%を超える額の一定割合（①と②は選択適用、いずれも法人税額の10%が上限）の合計額の特別税額控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所得税：税率（10～40%） （総収入額－必要経費）×税率 法人税：税率（普通30%、協同組合22%） （益金の額－損金の額）×税率 <p>[特別償却制度]（耐用年数5年の場合）</p> <p>計算式 普通償却限度額＋取得価額×特別償却率 ＝償却限度額（初年度のみ）</p> <p>(参考) 割増償却制度（耐用年数5年の場合）</p> <p>計算式 普通償却限度額＋普通償却限度額×割増償却率 ＝償却限度額（割増期間毎年）</p>																																																												
	—	軽油引取税 （道府県税）	<ul style="list-style-type: none"> 木材加工業者、木材市場業、パーク堆肥製造業に係る一定の機械（フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン等）の動力源のための軽油の引取は免税 	<ul style="list-style-type: none"> 税率：32.1円/ℓ 																																																												
事業用地の 保有	地価税	—	<ul style="list-style-type: none"> 木材市場の用地、一定の木材業者の木材保管用の土地等は税額を2分の1に軽減 	<p>平成10年以降課税停止中</p> <ul style="list-style-type: none"> 税額＝（相続税評価額－基礎控除等）×0.3% 基礎控除：個人・中小法人15億円又は課税土地面積×3万円/㎡のいずれか多い金額 																																																												
	—	事業所税 （市町村税）	<ul style="list-style-type: none"> 製材業、合板製造業、床板製造業、木材市場等の事業の用に供する木材保管施設は課税標準の4分の3を控除 	<ul style="list-style-type: none"> 人口30万人以上の都市等において課税 既設 資産割：税額＝事業所床面積×600円/㎡ （免税点：1,000㎡） 従業者割：税額＝従業者給与総額×0.25% （免税点：100人） 																																																												
住宅関連 （木材需要 の拡大）	所得税	—	<p><新たな住宅ローン減税制度></p> <p>住宅の取得をした場合、住宅ローン残高の一定割合を所得税額から控除</p> <p>○一般住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居年</th> <th>控除対象 借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>5,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>5,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>4,000万円</td> <td>10年間</td> <td>1.0%</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>3,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>2,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○長期優良住宅の特例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居年</th> <th>控除対象 借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除率</th> <th>最大 控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年</td> <td>5,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>5,000万円</td> <td></td> <td>1.2%</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>5,000万円</td> <td>10年間</td> <td></td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>4,000万円</td> <td></td> <td>1.0%</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>3,000万円</td> <td></td> <td></td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額	平成21年	5,000万円			500万円	平成22年	5,000万円			500万円	平成23年	4,000万円	10年間	1.0%	400万円	平成24年	3,000万円			300万円	平成25年	2,000万円			200万円	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額	平成21年	5,000万円			600万円	平成22年	5,000万円		1.2%	600万円	平成23年	5,000万円	10年間		600万円	平成24年	4,000万円		1.0%	400万円	平成25年	3,000万円			300万円	<ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅ローン減税制度の適用要件 住宅の取得 6ヶ月以内に入居し、居住 年間所得3,000万円以下 新築は床面積50㎡以上、50%以上居住用増改築 工事費100万円超 居住用部分の工事費1/2以上 年間所得3,000万円以下
	入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額																																																											
平成21年	5,000万円			500万円																																																												
平成22年	5,000万円			500万円																																																												
平成23年	4,000万円	10年間	1.0%	400万円																																																												
平成24年	3,000万円			300万円																																																												
平成25年	2,000万円			200万円																																																												
入居年	控除対象 借入限度額	控除期間	控除率	最大 控除額																																																												
平成21年	5,000万円			600万円																																																												
平成22年	5,000万円		1.2%	600万円																																																												
平成23年	5,000万円	10年間		600万円																																																												
平成24年	4,000万円		1.0%	400万円																																																												
平成25年	3,000万円			300万円																																																												
—	道府県民税 及び市町村 民税	<p>所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除（9.75万円を限度）</p>																																																														

態 様	税 目		木 材 産 業 関 係 の 特 例 等	通 常 の 税 率 等
	国 税	地 方 税		
	贈与税	—	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅取得等資金の贈与を受けた場合 (対象者は所得金額が2,000万円以下) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続時精算課税の適用 控除額 4,000万円 (H22) 3,500万円 (H23) ・ 暦年課税の適用 控除額 1,610万円 (H22) 1,110万円 (H23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続時精算課税制度 控除額 2,500万円 ・ 暦年課税制度 基礎控除額 110万円 (「林地・立木の相続・贈与」欄を参照)
	登録免許税	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅50㎡以上の税率軽減(中古の場合は築後20年以内) <ul style="list-style-type: none"> 所有権の保存登記 1.5/1,000 所有権の移転登記 3/1,000 住宅貸付に係る抵当権の設定登記 1/1,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の税率 <ul style="list-style-type: none"> 所有権の保存登記 4/1,000 所有権の移転登記 20/1,000 (土地売買 21~22年度10/1,000) 抵当権の設定登記 4/1,000
	—	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築住宅に係る税額の1/2相当額を税額から減税 床面積50~280㎡等が要件 ・ 住宅用地に対する1/3課税の特例(小規模用地は1/6課税) もっぱら人の居住の用に供する家屋の土地であること等が要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税額=固定資産税課税台帳の価格×1.4% (「林地・土地の保有」欄を参照)
森林組合等の特例	法人税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の貸倒引当金の繰入限度額の16%増 ・ 森林組合と森林組合の合併の場合、企業再編税制の適格合併の要件から規模要件・特定役員要件を除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰入限度額=売掛金等の金銭債権×法定繰入率 又は貸倒実績率 ・ 企業再編税制の適格合併の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併参加組合の行う事業が相互に関連 ・ 合併参加組合の資本金額等が概ね5倍を超えないこと〔規模要件〕又は、合併参加組合それぞれの特定役員が合併後の特定役員になること〔特定役員要件〕 ・ 従業者の概ね8割以上が合併後も従事 ・ 事業が継続